



鳥取県公報

平成17年10月28日(金)
第7733号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------|---|
| 告 示 | 土地改良区の役員の就退任 (804) (西部総合事務所農林局) 1 |
| | 児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (805) (東部福祉保健局) 2 |
| | 身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (806) (") 2 |
| | 知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (807) (") 3 |
| | 農業振興地域の名称及び区域の変更 (808) (経営支援課) 3 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (809) (耕地課) 5 |
| | 国土調査の成果の認証 (810) (") 5 |
| | 保安林の指定の解除予定 (811) (森林保全課) 5 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定 (812) (") 6 |
| 選管告示 | 個人演説会等を開催することができる施設の変更 (66) 8 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8 |

告 示

鳥取県告示第804号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市伯仙土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月28日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 金 澤 明 | 米子市尾高1676 |
| " | 田 中 秀 光 | 米子市尾高1115 - 1 |
| " | 大 原 仁 司 | 米子市日下176 - 3 |
| " | 田 中 美 雄 | 米子市日下567 |
| " | 仲 田 祐 康 | 米子市日下541 |
| " | 井 上 修 美 | 米子市石州府698 |
| " | 大 前 廣 光 | 米子市石州府422 - 1 |
| " | 野 坂 次 雄 | 米子市石州府448 |
| " | 野 坂 利喜男 | 米子市石州府433 |
| " | 村 上 升 一 | 米子市石州府621 |
| " | 松 原 昭 雄 | 米子市福万727 |

監 事 松 波 保 米子市日下757
 " 古 前 勝 茂 米子市石州府408
 平成17年10月6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 金 澤 明 米子市尾高1676
 " 田 中 秀 光 米子市尾高1115 - 1
 " 大 原 仁 司 米子市日下176 - 3
 " 田 中 美 雄 米子市日下567
 " 仲 田 祐 康 米子市日下541
 " 井 上 修 美 米子市石州府698
 " 大 前 廣 光 米子市石州府422 - 1
 " 野 坂 次 雄 米子市石州府448
 " 野 坂 利 喜 男 米子市石州府433
 " 村 上 升 一 米子市石州府621
 " 遠 藤 真 和 西伯郡伯耆町吉長349
 監 事 松 波 保 米子市日下757
 " 古 前 勝 茂 米子市石州府408
 平成17年10月13日就任 任期4年

鳥取県告示第805号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月28日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 児童居宅支援の種類 | 廃止年月日 |
|-----|--------------------|---------------------|----------------------|-----------|------------|
| 智頭町 | 八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1 | 智頭町居宅介護サービスセンター | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 居宅介護 | 平成17年9月30日 |

鳥取県告示第806号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月28日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う | 身体障害者居宅生活支援事業を行う | 身体障害者居宅支援の種類 | 廃止年月日 |
|-----|------------|------------------|------------------|--------------|-------|
|-----|------------|------------------|------------------|--------------|-------|

| | | | | | |
|-----|--------------------|-----------------|----------------|------|-------------|
| | | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | |
| 智頭町 | 八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1 | 智頭町居宅介護サービスセンター | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 居宅介護 | 平成17年 9月30日 |

鳥取県告示第807号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月28日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 廃止年月日 |
|-----|--------------------|------------------------|-------------------------|--------------|-------------|
| 智頭町 | 八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1 | 智頭町居宅介護サービスセンター | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 居宅介護 | 平成17年 9月30日 |

鳥取県告示第808号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域（鳥取地域、国府地域、福部地域、河原地域、用瀬地域、佐治地域、気高地域、鹿野地域及び青谷地域）の名称及び区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 区 域 |
|------|--|
| 鳥取地域 | 1 平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域 (2) 都市計画法第18条第1項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化調整区域（ただし、古海字西中田373の2、373の3、374の2から374の4まで、375の1から375の5まで、376の1、376の2、377、378の1、378の3から378の6まで、379の1から379の7まで、380の3から380の7まで、381の8、字上池ノ内476、476の1、477、478の1から478の3まで、479の1から479の3まで、480の1、480の2、481の1、481の2、482、483の1、483の2、484の1、484の2、485、486の1、486の2、487の1、487の2、488の1、488の2、489の1、489の2、490の1から490の3まで、490の5、491の1、491の3、492の1、492の3、字下池ノ内493から495まで、495の1、496の1から496の4まで、497、498の2、498の3、499の1、499の2、500、501、502の1、502の3、505の2、字中實527の4、字上町田528の3、徳尾字上山崎185の1、186の5、186の6、187の2、188の2、189の2、字下山崎184の2、滝山字 |

- 山下403、404の9、404の13、字小西谷口429の15、429の16、429の18を除く。)で第1号図から第10号図までの青色で着色した区域
- (3) 千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第11号図の赤色で着色した区域
 - (4) 山陰海岸国立公園の特別地域
 - (5) 鳥取空港の区域
 - (6) 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道9号及び平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号4に囲まれた区域
 - (7) 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号4、5、10から17まで、46、48、49、53から55まで、58から61まで、65から68まで、102から104まで、107から113まで、123から126まで、130から134まで、137から139まで、142から152まで、156から158まで、173、175、176、179、180、190、191、203及び204の全部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号1から6まで、113、114及び332の全部の区域
- 2 平成16年11月1日市町村合併前の国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域
 - (1) 都市計画法第18条第1項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域
 - (2) 氷ノ山後山那岐国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部
 - (3) 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の国府町に係る林班番号27、28、46、48から54まで、58から61まで、64、65、67、76から83まで、88、91、92、96から101まで及び103から113までの全部の区域、同林班番号29、30及び66の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号328から331までの全部の区域
 - 3 平成16年11月1日市町村合併前の福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域
山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部、平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の福部村に係る林班番号4、6から16まで、28から30まで、34及び35の全部の区域並びに同林班番号5、31から33まで、36及び37の一部の区域
 - 4 平成16年11月1日市町村合併前の河原町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の河原町の林班番号4、50、54、62から87まで、90、96から101まで及び106の全部の区域、同林班番号5、6、14、15、49、51、102及び103の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林及び官行造林地の全部の区域
 - 5 平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町に係る林班番号7、8、11から35まで、42から46まで、48から62まで、65から71まで、73から75まで、78から95まで、102及び103の全部の区域、同林班番号36の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号82から84までの全部の区域並びに奥山谷官行造林地及び奥ノ谷官行造林地の全部の区域
 - 6 平成16年11月1日市町村合併前の佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域
平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の佐治村に係る林班番号5、6、15、17、20、22及び25から31までの全部の区域、同林班番号2、7、8、11、12、14、19、21、38及び40の一部の区域、平成16年4月1日現在の

| | |
|--|---|
| | <p>国有林の林班番号85から107までの全部の区域並びに大原ほか2官行造林地の全部の区域</p> <p>7 平成16年11月1日市町村合併前の気高町の全域</p> <p>8 平成16年11月1日市町村合併前の鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鹿野町に係る林班番号1から4まで、7から10まで、26から28まで、30から32まで及び34から36までの全部の区域、同林班番号5、6、11、23、29及び33の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号111、112及び115から122までの全部の区域並びに平成16年4月1日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域</p> <p>9 平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の青谷町に係る林班番号29から34まで及び77から85までの全部の区域、同林班番号35の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号124から127までの全部の区域(第1号図から第11号図までは、省略する。)</p> |
|--|---|

鳥取県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成17年10月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第810号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|-----------------------------|------------------|-------------|
| 大 山 町 | 平成15年度から平成17年度まで | 大山町（八重、樋口及び栄田の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 大山町八重、樋口及び栄田の各一部 | 平成17年10月28日 |

鳥取県告示第811号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷 2 の127 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第812号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町桑原字廣戸917の4、青谷町八葉寺字馬乗畑850の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町桑原字猿渡815の3から815の5まで、815の7から815の13まで、815の15から815の19まで、815の22から815の25まで、字鳴シ谷818の2から818の4まで、818の6から818の10まで、字猿渡東平819の3、819の4、819の5 (次の図に示す部分に限る。)、819の6、819の9、819の11から819の14まで、819の16から819の22まで、819の25、字ヲキナ谷821の3 (次の図に示す部分に限る。)、821の5から821の10まで、821の12、821の13、821の14 (次の図に示す部分に限る。)、821の15、821の16、字空夏日823の14・823の21 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、823の24、823の25・字奥露844の10・字フタマタ851の3・851の4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字長坂852の5から852の11まで、852の12・852の20 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、852の21、字大廣戸918の3・918の4・918の6 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、918の7、918の9、918の11、918の14から918の19まで、字大瀧922の1、922の2、922の3 (次の図に示す部分に限る。)、922の5、922の6、922の8・922の9・922の11 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、922の13、922の14、922の15 (次の図に示す部分に限る。)、922の16から922の20まで、字サガリカヤ西平923の1、923の2から923の6まで (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、923の7、923の8、字サガリカヤ927の1、927の2、927の4・927の6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、927の7、927の9 (次の図に示す部分に限る。)、927の10から927の18まで、字奥隈内929の3から929の10まで、929の12、929の13、929の16、929の17、930、字六郎谷916の1、916の8、916の10、字廣戸917の3、917の5、青谷町紙屋字尾花537から553まで、553の1、554から558まで、558の1、559の1、559の2、563、564、564の1、565、565の1、565の2、566から568まで、字早稲

谷口569から573まで、582の2、583の1、字早稲谷574、575、576の1から576の3まで、577の1、577の5から577の7まで、578、579、584の1、584の2、585の1から585の3まで、586から590まで、592、593、595から598まで、字東山618の1から618の11まで、619の1、619の5から619の20まで、620の1から620の12まで、621の1から621の6まで、622の1から622の6まで、623の1、623の6から623の9まで、624の1から624の12まで、625の1から625の13まで、青谷町澄水字下モ山神570の1、570の2、570の14から570の38まで、571から573まで、573の1、574から577まで、字長畑394、401、401の1、402、406の1、409の1、657の1から657の10まで、657の12から657の16まで、658から661まで、662の2、663、664の1から664の5まで、664の7から664の9まで、665、665の1、字上山神428、428の1、429、666、667、668の1、669の1から669の4まで、669の6（次の図に示す部分に限る。）、669の7から669の14まで、字瀧ノ上453、453の1、454、670の1、670の5から670の12まで、字孫獅子谷671の1から671の4まで、671の5（次の図に示す部分に限る。）、671の6、672の1から672の4まで、672の5・672の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、672の7、673の1から673の3まで、673の5から673の11まで、673の12から673の15まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、673の16、673の17から673の21まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、673の22から673の40まで、字小瀧460、674の1から674の6まで、674の7から674の9まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、674の10、675から677まで、字大谷口東平683の1から683の10まで、683の11・683の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、683の13、字大谷口西平684、字赤谷685の1から685の26まで、青谷町楠根字傳淵542の1から542の22まで、字澄谷543の1から543の6まで、青谷町八葉寺字大蛇山784の1、784の2、785から792まで、793の1から793の4まで、794の1、字東岩落795の1、796、797、798の1、799の1、800の1、801、802の1から802の4まで、803、804の1、805、805の1、806から809まで、809の1、810、810の1、810の2、811から813まで、字小ヨ口平814の1、814の2、815の1、816の1から816の39まで、字ダン817の1から817の40まで、字瀧下本平819、字大蕪西平823の3から823の37まで、823の41から823の44まで、824から827まで、827の2、字西岩落828、829、830の1から830の6まで、831の1から831の3まで、832の1、832の2、833の2、字馬乗畑834の1、834の2、835の1、835の2、836から838まで、838の1、839、840、840の1、841、842の1、842の2、843、844、844の1、845、845の1、845の2、846、847、848の1から848の4まで、849の1から849の5まで、850の1、850の2、字中尾851から854まで、855の1、855の2、856、856の1、857、858、字サガ岩859、859の1から859の3まで、860から862まで、字西菅原863の1から863の29まで、863の30・863の31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、863の32から863の37まで、863の38（次の図に示す部分に限る。）、863の39、863の40、863の41（次の図に示す部分に限る。）、863の42から863の44まで、863の45（次の図に示す部分に限る。）、863の46、863の47、863の48（次の図に示す部分に限る。）、863の49、863の50、863の52から863の57まで、863の58（次の図に示す部分に限る。）、字小瀧864から867まで、867の1、868、869の1から869の5まで、870、字日南尾871から875まで、876の1から876の3まで、877、877の1、青谷町小畑字メリ岩1577の1から1577の9まで、1578

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第66号

北栄町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称及び所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成17年10月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-----------------------|-------------------------|------------------|
| 変更前 | 変更後 | |
| 北条町立中央保育所 | 北栄町立中央保育所 | 東伯郡北栄町弓原458 |
| 北条町民体育館 | 北栄町北条体育館 | 東伯郡北栄町土下112 |
| 北条町立東保育所 | 北栄町立東保育所 | 東伯郡北栄町江北3854 |
| 北条町 B & G 海洋センター | 北栄町 B & G 海洋センター | 東伯郡北栄町田井428 - 1 |
| 北条町農村環境改善センター | 北栄町北条農村環境改善センター | 東伯郡北栄町田井7 - 1 |
| 北条町立文化会館 | 北栄町北条文化会館 | 東伯郡北栄町国坂2397 - 2 |
| 北条町ふれあい会館（多目的大集会室（大）） | 北栄町ふれあい会館（多目的大集会室（大）） | 東伯郡北栄町土下100 - 2 |
| 北条町健康福祉センター | 北栄町北条健康福祉センター | 東伯郡北栄町土下121 - 1 |
| 大栄町民体育館 | 北栄町大誠体育館 | 東伯郡北栄町瀬戸37 - 1 |
| 大栄町農村環境改善センター（多目的ホール） | 北栄町大栄農村環境改善センター（多目的ホール） | 東伯郡北栄町由良宿423 - 1 |

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 ノート型コンピュータ 508台
A 3 対応レーザープリンタ 50台
A 4 対応レーザープリンタ 2台

サーバ 13台

小型スイッチングHUB 50個

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年6月1日から平成22年5月31日まで

(4) 納入期限

平成18年5月31日(水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年10月28日(金)から同年12月19日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(内線2225)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年10月28日(金)から同年11月8日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年12月19日(月)午後2時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月16日(金)午後4時までとする。)

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月21日(月)午後3時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- ・ A notebook type computer, 508
- ・ A laser printer for A 3 , 50
- ・ A laser printer for A 4 , 2
- ・ A server, 13
- ・ A small switching HUB, 50

Nature and quantity of the products to be purchased

• Software,1 set

(2) November 21, 2005 3 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 19, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

December 16, 2005 4 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Place of contact for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi -
machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL 0857 23 0110 ex. 2225

